

## 次期障害者計画の重点課題と方向性について

### 重点課題について

---

障害福祉サービス等の提供により、障害のある方が地域において自らの意思で決定・行動し、安心して生活を営むことが出来るよう、「自立生活に向けた支援」、「相談支援の充実」、「権利擁護の推進」、「就労支援」、「障害児及びその家族への支援」、「安心・安全なまちづくり」をキーワードとして、重点課題を設定する。

次期障害者計画の重点課題としては、引き続き、現計画より踏襲した以下 6 つを提案する。

#### 重点課題

- (1) 自立に向けた地域生活支援の充実
- (2) 相談支援の充実と権利擁護の推進
- (3) 障害者が当たり前働ける就労支援
- (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援
- (5) ひとにやさしいまちづくりの推進
- (6) 災害対策と緊急事態に対する支援

なお、各重点課題についての方向性の設定にあたっては、国の動向や現計画の進捗状況（第 2 回障害者部会資料第 1 号参照）、また、平成 25 年度に実施した「障害者（児）実態・意向調査」の結果から得られた現状や課題に即したものとする。

## (1) 自立に向けた地域生活支援の充実

### 【背景・現状】

平成 25 年の障害者総合支援法の施行により、「制度の谷間」を埋めるべく、新たに障害者の範囲に難病等が加わった。これにより障害福祉サービス等の給付等について、より総合的に日常生活及び社会生活を支援する制度となった。

障害者が自立した生活を営む為、障害の特性や状況に応じた支援を推進するとともに、地域生活を継続できるための基盤整備を進めていく必要がある。また、ライフステージの変化や本人及び保護者の高齢化等により利用者のニーズが多様化しているため、適切なサービス提供が求められる。

### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

- ・障害者の一人住まいは、身体障害で 25.1%、知的障害で 8.9%、精神障害で 30.8%、難病で 21.3%である。
- ・介助者は 60 歳以上の比率が高く、大半は家族が担っている。介助できない時の対処として、ヘルパーや公的サービスを利用する人は 3 割前後となっている。
- ・日常生活を送る上で必要な支援は、障害種別に関わらず、買物・通院の同行、家事援助という回答が多い。
- ・居宅介護、短期入所、移動支援、コミュニケーション事業等の充足度については、概ねどの事業についても「足りている」「ほぼ足りている」という回答が「足りない」という回答の割合を上回っている。満足度についても、「満足」「ほぼ満足」という回答の合計が半数を超えるものが多く、概ね障害福祉サービス等の量・質の確保が図られてきている。
- ・施設入所者のうち「今後地域で生活したい」と回答した割合は、障害種別にもよるが、1～2割となっている。
- ・障害福祉サービス未利用者については、8割前後の方が「聞いたことはあるが内容は知らない」、「知らない」と回答している。

★親なき後が心配。入所施設、グループホームを文京区に設置してほしい。

### 【課題】

- ・障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等の提供
- ・本人及び家族を含めた、包括的な支援体制の構築
- ・障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤の整備
- ・障害者が安心して地域生活を継続できる福祉サービスの提供
- ・障害特性を踏まえた、適切かつ分かりやすい情報提供

### 【方向性（基本的な取組）】

- ◆個に応じた日常生活への支援
- ◆障害者が地域で生活する場の確保
- ◆地域移行・地域定着に向けた支援
- ◆地域定着促進のための支援機関のネットワーク作り
- ◆福祉サービス等についての情報提供の充実

## (2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

### 【背景・現状】

平成 25 年 12 月、障害者権利条約が国会にて批准され、障害者の権利の実現に向けた取組みがより一層強化されることとなった。また、障害者差別解消法の成立（平成 28 年 4 月施行）により、“障害を理由とする差別的な取扱いの禁止”及び“合理的配慮の提供”が、国や地方公共団体、民間事業者の義務として位置づけられることとなり、今後国から示される基本指針等に沿って、障害者の権利擁護のための取組みをより充実させていく必要がある。

また、障害者や障害児、その家族等が抱える多様なニーズに対し迅速かつ適切な対応ができるよう、相談支援体制を充実させるとともに、地域自立支援協議会を障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議の場として運営し、その取組みを通して区内事業者の質の向上を図ることが求められている。

### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

- ・相談相手に関する設問では家族・親族という回答が最も多く、次いで、病院の主治医、施設の専門家等が多い。知的障害では施設の支援員という回答が多い。
- ・相談内容は、病気・障害のことや日々の生活の中での出来事、仕事や職場に関することが多い。障害別にみると、身体障害と難病では通院先について、知的障害ではお金の使い方や管理について、精神障害は服薬についての相談が上位に挙げられている。
- ・生活のしづらさに関する設問では、「周りの人（介助者、施設の職員、職場の人等）から痛い思い・辛い思いをさせられた」という選択肢について、知的障害で約 1 割、精神障害で約 2 割の回答があった。
- ★相談窓口が区・社協・その他とバラバラで困る。まず第一に相談を受け付けて、後で然るべき部署等を紹介してくれる総合窓口がほしい。
- ★相談窓口の対応時間が平日昼間に限定され、仕事を持つ介助者は相談しにくい。

### 【課題】

- ・区民にとって、分かりやすく利用しやすい相談窓口の設置
- ・各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制の構築
- ・障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくり
- ・虐待を地域で防止するためのネットワークづくり
- ・障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発
- ・意思決定支援の質の向上

### 【方向性(基本的な取組)】

- ◆総合的な相談支援体制の構築
- ◆障害者虐待の防止と養護者への支援の推進
- ◆成年後見制度の普及啓発
- ◆権利擁護の促進

### (3) 障害者が当たり前に働ける就労支援

#### 【背景・現状】

平成25年4月からの障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げ等を受け、障害者の雇用数が増加してきている。企業の採用意欲が高まる中、障害者が自らに合った仕事に就けるよう、引き続き就労関係機関などとの連携を強化しながらきめ細やかな支援を図っていく必要がある。また、発達障害や高次脳機能障害など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援を行い、障害者が継続して就労できるような体制作りが求められている。

さらに、改正障害者雇用促進法における、就労者に対する合理的配慮の提供(平成28年4月施行)、精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加(平成30年4月施行)等に向け、その対応についての準備を進めていく必要がある。

#### 《実態・意向調査結果(★は自由意見より要約・抜粋)》

- ・18歳以上64歳以下の障害者で、「働いている」と回答した方の割合は以下の通り。
  - 身体障害者：54.0% (会社・団体等の正規雇用で仕事をしている人の割合が比較的多い)
  - 知的障害者：61.8% (作業所や就労支援事業所での就労している方の割合が多い)
  - 精神障害者：39.6% (パート・アルバイトなどの非正規雇用や福祉施設での就労の割合が多い)
  - 難病患者：59.8% (どの年代においても、正規雇用での就労が他の就労形態と比べて多い)
- ・仕事への不安・不満は、特にないという回答も多いものの、共通して収入の少なさが挙げられた。
- ・障害者が働くために必要なこととしては、障害特性にあった多様な仕事・就労形態、職場の上司や同僚の理解と協力などが各障害に共通している。また、身体・精神・難病では、健康状態に合わせた企業側の柔軟な対応や配慮、知的では、ジョブコーチ等職場で就労を支援する援助者という項目の割合が高い。
- ★雇用の障害者枠は広がっているが、企業側の受け入れ体制はまだ不十分である。障害者が傷つき、二次障害を抱えてしまう可能性がある。
- ★区役所や区関連施設で障害者雇用を促進してほしい。
- ★3年契約などの雇用形態であり、将来が不安。
- ★作業所の工賃が少ないため、生活に困る。

#### 【課題】

- ・本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援
- ・多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会の拡大
- ・障害者雇用に対する企業(働く現場の人)の理解と受け入れ体制の整備
- ・就労の促進及び継続を支援するための方策
- ・福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組み

#### 【方向性(基本的な取組)】

- ◆本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談・支援体制の構築
- ◆障害者が働きやすい環境・機会を拡大するための企業等に対する普及・啓発活動の充実
- ◆増加している就労障害者が、長く働き続けられるための職場定着支援の推進
- ◆福祉的就労における支援の充実

## (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

### 【背景・現状】

文京区では、子どもの育ちと家庭の安心への支援を、教育、福祉、保健、子育て等のそれぞれの分野で取り組むとともに、乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会等を通じた関係機関相互の連携強化により、子どもの発達に関する情報共有を図っている。

早期発見、早期療育の進展に伴い、福祉センター等における児童発達支援や専門訓練の利用希望者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるため、さらなる相談体制の拡充や、乳幼児期から学齢期の成長段階に応じた切れ目のない支援など、お子さんと家族が安心して過ごすことができる支援体制の構築が必要である。

### 〈実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）〉

- ・日頃子どもを見てもらえる人がいるかという問について、「いずれもない」という回答が就学前で33.8%、就学後で30.5%あった。
  - ・子育ての感じ方について、「つらいと感じることの方が多い」という回答は、就学前で21.1%、就学後で23.6%であった。その理由には、「自分の時間が取れず、自由がないこと」、「子育ては親の責任と言われ、不安と負担を感じること」がそれぞれ高い割合を占めた。
  - ・障害児の保護者における子育ての不安・悩みの内容は、順位は異なるものの就学前・後ともに、「子どもの成長や発達」と「子どもの就学や進路」が上位2つを占めている。
  - ・特別な支援・配慮が必要など子どもへの支援策について、就学前では「専門家による支援の充実」、「保育と教育の連携の充実」が多く、就学後では「教員の資質の向上」、「子どもの成長や進路の情報の充実」が多い。
- ★各施設と連携を取り、より質の高い支援と共通した支援方針のもと対応してほしい。
- ★幼稚園から小学校、中学校、高校と一貫性のあるサポートが民間からしか得られず経済的な負担が大きい。
- ★障害のある子どもも行きやすい子育て広場のような場があるといい。
- ★障害児も健常児と同じ空間で過ごせるようにしてほしい。
- ★学齢期の障害児を育てる親にとっては、放課後及び休日の居場所づくりが課題。育成室は、枠が少ない、学校から遠い、などの課題がある。

### 【課題】

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報の提供
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援
- ・障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育つ環境づくり
- ・障害のある子どもの居場所対策
- ・保育士・教員等の資質の向上

### 【方向性（基本的な取組）】

- ◆相談支援の充実と関係機関の連携の充実強化
- ◆障害の早期発見、早期療育
- ◆成長段階に応じた適切な支援
- ◆障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育つ環境づくり

## (5) ひとにやさしいまちづくりの推進

### 【背景・現状】

ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフト両面での整備のさらなる推進が必要となる。“まちのバリアフリー”（公共施設、交通機関、道路等のバリアフリー化），“情報のバリアフリー”（障害の特性に応じて必要な情報が入手しやすい環境をつくる），“心のバリアフリー”（障害者理解の促進）の3つの視点を持ち、障害当事者の参加・協力を得ながら、誰もが暮らしやすい、ひとにやさしいまちづくりを推進していく。

#### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

- ・身体障害者が外出の際に困ることとして、「階段や歩道の段差」や「自転車の運転マナー」などの交通面についての回答の割合が多く、日常生活の中で感じるバリアは、「物理的なバリア」が最も大きくなっている。
- ・知的障害者が外出の際に困ることとして、「周囲とのコミュニケーションがとりにくいこと」や「周囲からの視線」が上位に挙がっており、周りに助けを求めにくい雰囲気、障害への理解不足など、「心のバリア」を感じるという人の割合が大きい。
- ・精神障害者では、「外出時の周囲の視線」や「障害への理解不足から傷ついた言動にあった経験がある」と答えた方が多く、「心のバリア」を感じるという人の割合が大きい
- ・難病患者が外出の際に困ることは、「見た目では病気が分かりにくく辛さを察してもらえないこと」や「階段や歩道の段差」等ハード面に関する項目についての回答が多い。日常生活の中で感じるバリアは、「物理的なバリア」、「心のバリア」の順に割合が高くなっている。
- ・障害児では、6～7割の保護者の方が、日常生活の中で最も感じるバリアは「心のバリア」と回答している。また、就学前・後ともに半数以上の方が「障害への理解不足により、子どもや保護者が傷つく言動にあった」と回答している。
- ・障害理解を進めていくために必要なことについては、全障害において、「学校での福祉教育の推進」「職場での障害理解の促進」、「子どもの頃からの障害者・児との交流」、「障害者の社会活動の推進」の回答が高い割合を占めた。
- ★障害者・児に対して世の中からの理解がない。周囲から分かりにくい障害では理解されず外出時に苦勞する。
- ★駅等でエレベーター、エスカレーターが未設置のところが多くて困る。

### 【課題】

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化、使いやすさの向上
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進
- ・障害者・障害児と地域とのつながりづくり
- ・障害者の地域社会等への参加の支援

### 【方向性（基本的な取組）】

- ◆区内の公共的施設・公園などのユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備
- ◆3つのバリアフリーの推進（まちのバリアフリー、情報のバリアフリー、心のバリアフリー）
- ◆障害者・障害児と地域との交流の機会の拡大
- ◆障害当事者による社会参画・社会活動の推進

## (6) 災害対策と緊急事態に対する支援

### 【背景・現状】

東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成24年4月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定<東京湾北部地震(M7.3)>」では、本区の被害想定は、死者数253人、負傷者数4,217人、建物全壊3,602棟等、いずれも高い数値が示された。これを受け、区では地域防災計画を平成25年3月に改定し、被害を最小限に抑えるための対策を着実に実行するとともに、区や区民等が連携しながら地域の災害対応力を高めていくことが求められている。

また、災害対策基本法の改正により作成が定められた避難行動要支援者名簿については、その作成や利用、提供方法の整備を進めていく必要があり、障害者への確かな支援を提供するため、地域全体での支援体制を構築していかなければならない。

### 《実態・意向調査結果（★は自由意見より要約・抜粋）》

- ・東日本大震災時に困ったこととして、「交通機関が止まり、目的地に着くことが困難」、「食糧等の物資調達が困難」や「災害情報を得ることが困難」、「自力避難の困難」という回答が多く挙がった。
- ・災害時に不安に思うことでは、障害種別により順位は異なるが、いずれの障害でも「生活必需品の確保が困難」、「医療機器の使用や服薬ができない」、「自力避難が困難」の回答の割合が多かった。  
対象者別で割合の高かった回答は以下の通り。
  - 身体障害・難病：トイレ等の避難所の設備についての不安。  
(★聴覚障害)：就寝時や入浴時など補聴器を外している時の火災等。緊急時に本人が気付くことができず、周りに知らせることが出来ないため心配である。
  - 知的障害・精神障害：他人との避難生活が困難で、避難所での支援者がいないこと。
  - 障害児保護者：子どもを連れての避難、(災害時に一緒にいない場合)子どもと再会できるかどうか、子どもの安否確認について不安がある。
- ・災害時要援護者名簿制度の登録状況について
  - ：登録者は1割前後と少なく、今後登録したいという人と合わせても4割に満たない。障害児については、就学前と比べて就学後の方が認知度や登録者が多い。
  - ：今後も登録したくないと答えた人は1割前後であり、その理由としては、メリットや内容がよくわからないという回答が多くなっている。
  - ：制度自体を知らない人は身体・知的で4割弱、精神・難病で5割超である。

### 【課題】

- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制の強化
- ・トイレ、段差のないスペース等、障害者が利用しやすい避難所の整備
- ・障害特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備
- ・要援護者情報の充実
- ・障害特性に応じた災害時等の情報等の入手や、体調不良等も含めた緊急事態における周囲への発信に対する支援体制の確保

### 【方向性（基本的な取組）】

- ◆障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成
- ◆要援護者に関する情報の充実、人的支援のネットワークの構築
- ◆自宅や避難所等、障害者に配慮した整備や支援の充実
- ◆災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制の充実